

「理事会及び評議員会の協議」に関する規定について（第48条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「理事会及び評議員会の協議」に関する規定に関して、理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取扱いに合わせて2パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例9-1	理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合	127
例9-2	理事・評議員協議会を設置する場合	128

- 理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取扱いについては規定するかどうかは学校法人の判断に委ねられているが、業務の円滑な推進のためにも積極的に検討を行うこと（理事会の決議及び評議員会の決議の両方を必要とする事項がない場合においては、規定する必要はない）。
- ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。

＜例9-1：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事会及び評議員会の協議)</p> <p>第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。</p> <p>2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。</p> <p>3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</p>	

＜例 9－2：理事・評議員協議会を設置する場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事会及び評議員会の協議)</p> <p>第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。</p> <p>3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。</p> <p>4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</p> <p>6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。</p>	<p>● 理事・評議員協議会の決議要件は、加重することも可能。</p>